



令和元年6月27日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
調査官 山口 浩幸
室長補佐 本吉 香澄
労使関係第二係（内線 7667, 7668）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)3145

平成30年労働組合活動等に関する実態調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	3 頁
結果の概要	
1 労使関係についての認識	4 頁
2 労働組合員数の変化に関する状況	5 頁
3 労働組合の組織拡大に関する状況	7 頁
4 正社員以外の労働者に関する状況	10 頁
5 労働組合活動の重点事項	13 頁
6 メンタルヘルスに関する取組状況	14 頁
7 個別労働問題への取組状況	15 頁
8 賃金・退職給付制度の改定に関する状況	16 頁
9 労働組合費に関する状況	17 頁

平成30年労働組合活動等に関する実態調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス（ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html> ）

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次に掲げる16大産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

(3) 労働組合

平成29年労使関係総合調査（労働組合基礎調査）の結果を母集団とし、上記(2)に掲げる産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合（単位組織組合並びに単一組織組合の支部等の単位扱組合及び本部組合）のうちから、産業、労働組合員数規模別に層化して無作為に抽出した約5,100労働組合

3 調査事項

- (1) 労働組合の属性等に関する事項
- (2) 労使関係についての認識に関する事項
- (3) 労働組合員数の変化に関する事項
- (4) 労働組合の組織拡大に関する事項
- (5) 正社員以外の労働者に関する事項
- (6) 労働組合活動に関する事項
- (7) メンタルヘルスに関する事項
- (8) 個別労働問題への取組に関する事項
- (9) 賃金・退職給付制度の改定に関する事項

4 調査の時期

平成30年6月30日現在の状況について、同年7月1日から7月20日まで調査を行った。

5 調査の方法

厚生労働省から都道府県労政主管課及び労政主管事務所を經由して調査客体労働組合に対し調査票を配布（一部郵送を含む。）し、調査客体労働組合が調査票に記入した後、都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査票を回収（一部郵送を含む。）して厚生労働省に郵送した。

6 集計・推計方法

産業、労働組合員数規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

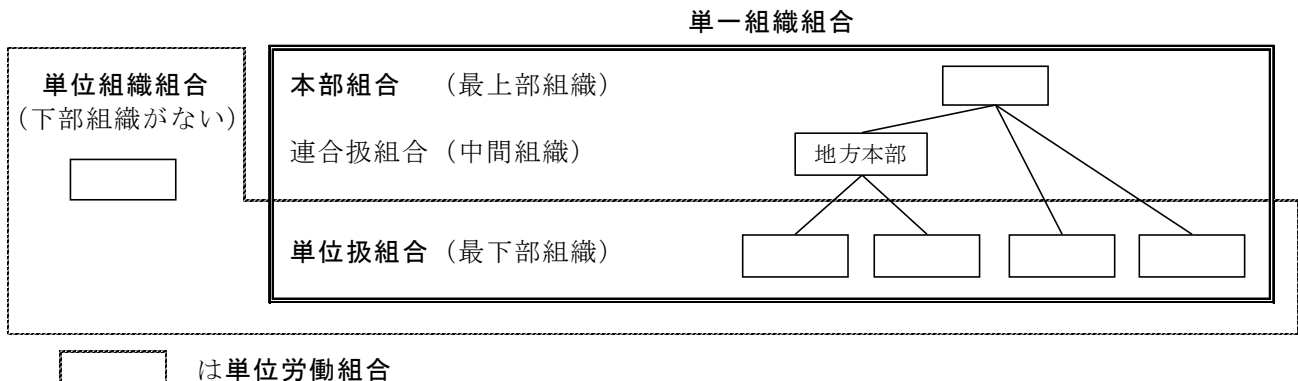
7 調査機関

厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－労働組合

8 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 5,093 有効回答数 3,199 有効回答率 62.8%

主な用語の定義



「単位組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう（上図参照）。

「単一組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持つ労働組合をいう（上図参照）。

「本部組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織をいう（上図参照）。

「連合扱組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織に当たる「本部組合」と最下部組織に当たる「単位扱組合」の中間に位置する労働組合で、地方本部、地区本部等をいう（上図参照）。

「単位扱組合」

「単一組織組合」のうち、最下部組織をいう（上図参照）。

「単位労働組合」

「単位組織組合」と「単位扱組合」をいう（上図参照）。

「正社員」

事業所において正社員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）及び他社からの出向社員を含む。

「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、派遣労働者を除く。

- ① 1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても、1週間の所定労働日数が一般労働者よりも少ない者
- ③ パートタイマー、パート等と呼ばれている者

「有期契約労働者」

正社員以外で、例えば3か月や1年などの期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者、出向社員及び嘱託労働者を除く。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣事業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用した労働者をいう。

「労働協約」

労使間で結ばれる労働条件その他に関する取決めを書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

利用上の注意

- 1 本調査は、調査体系の見直しにより、従来の「労働組合実態調査」「労働組合活動実態調査」「労働協約等実態調査」及び「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を再編したものである。
- 2 統計表中の「平成28年調査」は平成28年「労働組合活動等に関する実態調査」を、「平成29年調査」は平成29年「労使間の交渉等に関する実態調査」をそれぞれ指す。
- 3 平成28年調査は「本部組合」及び「単位労働組合」を、平成29年調査は「本部組合」「連合扱組合」及び「単位労働組合」を調査対象としている。
過去の調査の数値は、原則として本調査と調査対象範囲が同一で比較が可能なもののみを掲載している。
- 4 統計表に用いている記号は次のとおりである。
 - (1) 「0.0」は、表章単位数値未満のものを示す。
 - (2) 「-」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「…」は、上記以外で数値がないもの、又は、数値を表章することが適当でないものを示す。
 - (4) 数値の右に「*」が付されているものは、分母となるサンプル数が1以上3未満のものを示し、統計の精度に問題があるため、利用する際は注意を要する。
- 5 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。

結果の概要

1 労使関係についての認識【本部組合及び単位労働組合】

使用者側との労使関係の維持についての認識をみると、「安定的に維持されている」53.1%（平成29年調査42.7%）、「おおむね安定的に維持されている」38.2%（同46.4%）であり、「安定的」と認識している労働組合は91.3%（同89.1%）、「どちらともいえない」5.2%（同6.2%）、「やや不安定である」1.4%（同2.8%）、「不安定である」1.6%（同0.9%）となっている（第1表）。

第1表 使用者側との労使関係の維持についての認識別割合（本部組合及び単位労働組合）

区 分	計	労使関係の維持についての認識								
		安定的	安定的に維持されている	おおむね安定的に維持されている	どちらともいえない	不安定	やや不安定である	不安定である	不明	
計	[100.0]	100.0	91.3	53.1	38.2	5.2	3.0	1.4	1.6	0.5
< 企 業 規 模 >										
5,000 人以上	[21.9]	100.0	95.1	66.6	28.5	3.2	1.6	0.5	1.1	0.1
1,000 ～ 4,999 人	[21.9]	100.0	93.3	58.7	34.6	4.2	2.1	1.0	1.0	0.4
500 ～ 999 人	[13.3]	100.0	95.0	54.2	40.8	3.0	1.5	1.4	0.1	0.5
300 ～ 499 人	[9.5]	100.0	88.1	51.5	36.6	2.9	8.8	5.1	3.6	0.3
100 ～ 299 人	[22.6]	100.0	88.5	43.7	44.9	8.5	2.5	1.3	1.2	0.4
30 ～ 99 人	[10.7]	100.0	83.2	33.7	49.5	9.6	5.2	0.8	4.4	2.0
< 労 働 組 合 の 種 類 >										
本 部 組 合	[4.9]	100.0	93.7	56.8	36.8	4.2	1.4	0.8	0.6	0.7
単 位 労 働 組 合	[95.1]	100.0	91.1	52.9	38.3	5.3	3.0	1.4	1.6	0.5
支 部 等 の 単 位 抜 組 合	[51.4]	100.0	94.3	60.9	33.3	3.0	2.6	1.2	1.3	0.2
単 位 組 織 組 合	[43.7]	100.0	87.4	43.4	44.0	8.0	3.6	1.6	2.0	0.9
平 成 29 年 調 査 計		100.0	89.1	42.7	46.4	6.2	3.7	2.8	0.9	0.9

注：[]内は、計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

2 労働組合員数の変化に関する状況【単位労働組合】

(1) 組合員数の変化

3年前（平成27年6月）と比べた組合員数の変化をみると、組合員数が「増加した」33.5%（平成28年調査34.1%）、「変わらない」24.1%（同22.2%）、「減少した」42.2%（同41.7%）となっている（第2表）。

第2表 3年前と比べた組合員数の変化別割合（単位労働組合）

区 分	計	3年前と比べた組合員数の変化			
		増加した	変わらない	減少した	不明
		（単位：％）平成30年			
単 位 労 働 組 合 計	100.0	33.5	24.1	42.2	0.1
＜ 産 業 ＞					
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	37.0	25.8	37.2	-
建設業	100.0	45.7	27.3	26.6	0.3
製造業	100.0	38.7	22.9	38.4	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	14.8	10.4	74.8	-
情報通信業	100.0	19.6	23.6	56.8	-
運輸業，郵便業	100.0	23.2	27.2	49.0	0.5
卸売業，小売業	100.0	38.0	20.7	41.3	-
金融業，保険業	100.0	43.1	31.6	25.3	-
不動産業，物品賃貸業	100.0	55.6	28.1	16.3	-
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	34.3	18.8	46.9	-
宿泊業，飲食サービス業	100.0	32.6	40.0	27.4	-
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	27.7	30.2	41.0	1.2
教育，学習支援業	100.0	23.3	30.6	46.1	-
医療，福祉	100.0	25.3	25.1	49.2	0.4
複合サービス事業	100.0	30.5	20.6	48.9	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	32.6	26.3	41.1	-
＜ 企 業 規 模 ＞					
5,000人以上	100.0	37.1	21.7	40.7	0.4
1,000～4,999人	100.0	36.1	28.6	35.2	0.1
500～999人	100.0	33.1	21.9	44.9	0.1
300～499人	100.0	36.1	20.3	43.6	-
100～299人	100.0	31.9	21.4	46.6	0.0
30～99人	100.0	22.9	32.2	44.9	-
平成28年調査計	100.0	34.1	22.2	41.7	2.0

注：3年前とは、平成27年6月をいう。なお、組合結成後3年未満の労働組合は、結成当時と比べた状況を回答した。

(2) 組合員数が増加した理由

3年前（平成27年6月）と比べて組合員数が増加した理由（複数回答）をみると、「新卒・中途採用の正社員の組合加入」81.8%（平成28年調査82.7%）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者の組合加入」16.9%（同18.7%）、「在籍する正社員の組合加入」15.3%（同11.7%）となっている（第3表）。

第3表 3年前と比べて組合員数が増加した理由別割合（単位労働組合）

複数回答（単位：％）平成30年

区 分	3年前と比べて組合員数が増加した計	増加した理由					
		新卒・中途採用の正社員の組合加入	在籍する正社員の組合加入	正社員以外の労働者の組合加入	企業の統合等による労働者数の増加	その他	不明
単 位 労 働 組 合 計	100.0	81.8	15.3	16.9	9.2	5.1	0.9
＜ 産 業 ＞							
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	84.6	17.0	-	-	15.4	-
建設業	100.0	90.6	3.7	2.3	4.3	10.7	-
製造業	100.0	98.9	15.3	0.7	7.8	1.1	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	51.8	2.8	2.8	30.8	19.3	-
情報通信業	100.0	76.4	3.6	13.5	12.5	7.8	-
運輸業，郵便業	100.0	78.8	15.7	10.4	18.2	6.8	2.3
卸売業，小売業	100.0	52.7	9.5	41.1	12.8	11.2	0.3
金融業，保険業	100.0	78.4	39.1	41.9	0.9	3.5	2.8
不動産業，物品賃貸業	100.0	97.5	17.6	7.6	4.0	-	-
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	89.2	4.4	5.4	8.5	3.2	-
宿泊業，飲食サービス業	100.0	81.2	8.6	39.0	11.3	4.2	2.4
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	73.0	7.6	8.9	9.2	25.9	-
教育，学習支援業	100.0	55.7	23.3	35.9	-	7.4	-
医療，福祉	100.0	71.7	16.4	33.3	9.1	2.6	6.2
複合サービス事業	100.0	72.7	15.5	43.6	3.4	5.2	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	78.0	15.0	18.4	2.8	1.8	2.8
＜ 企 業 規 模 ＞							
5,000人以上	100.0	62.8	19.3	48.6	6.5	10.6	1.0
1,000～4,999人	100.0	87.9	9.4	11.5	9.3	5.4	0.3
500～999人	100.0	85.3	27.1	8.9	17.1	0.9	2.0
300～499人	100.0	82.4	6.0	5.0	14.5	0.6	1.4
100～299人	100.0	91.8	14.5	1.0	7.9	4.5	0.8
30～99人	100.0	89.0	14.9	6.4	0.5	1.1	-
平成28年調査計	100.0	82.7	11.7	18.7	6.0	5.0	0.0

注：3年前とは、平成27年6月をいう。なお、組合結成後3年未満の労働組合は、結成当時と比べた状況を回答した。

(3) 組合員数が減少した理由

3年前（平成27年6月）と比べて組合員数が減少した理由（複数回答）をみると、「定年退職」67.8%（平成28年調査68.1%）が最も高く、次いで「自己都合退職」65.4%（同55.2%）、「正社員の採用の手控え」33.7%（同33.8%）などとなっている（第4表）。

第4表 3年前と比べて組合員数が減少した理由別割合（単位労働組合）

複数回答（単位：％）平成30年

区 分	3年前と比べて組合員数が減少した計	正社員の採用の手控え	新卒・中途採用の正社員の組合非加入	在籍する組合員の組合脱退	減少した理由			企業の分割等による労働者数の減少	その他	不明
					組合員の退職					
					定年退職	自己都合退職	会社都合退職（早期優遇退職を含む）			
単 位 労 働 組 合 計	100.0	33.7	9.1	23.6	67.8	65.4	6.4	8.0	12.2	0.1
＜ 産 業 ＞										
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	8.7	-	21.9	82.5	69.4	-	-	8.7	-
建設業	100.0	16.0	2.2	23.9	68.7	51.2	1.2	8.6	18.4	-
製造業	100.0	36.9	3.4	26.8	71.4	72.4	8.4	14.1	9.7	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	49.8	-	3.9	71.6	32.8	5.7	7.8	26.0	0.9
情報通信業	100.0	32.4	2.1	12.4	80.3	38.3	9.8	8.9	7.4	-
運輸業，郵便業	100.0	28.6	14.3	18.0	80.5	66.9	1.4	5.7	5.2	-
卸売業，小売業	100.0	42.6	1.2	23.8	51.6	68.9	10.6	3.7	20.1	-
金融業，保険業	100.0	19.5	1.2	11.0	49.9	84.4	4.9	-	18.4	-
不動産業，物品賃貸業	100.0	30.8	17.0	30.8	63.8	60.0	13.0	8.6	9.7	-
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	42.2	12.8	23.8	68.2	48.5	6.1	12.0	12.7	-
宿泊業，飲食サービス業	100.0	31.2	12.4	13.8	32.0	88.5	2.8	8.5	16.1	-
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	29.1	8.7	7.8	47.3	55.4	1.6	2.9	25.0	-
教育，学習支援業	100.0	28.4	39.8	46.3	83.4	47.6	5.3	-	3.4	-
医療，福祉	100.0	24.1	42.0	41.7	59.2	64.2	5.7	4.0	9.6	-
複合サービス事業	100.0	27.6	9.9	24.7	56.6	69.1	4.7	9.0	17.3	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	20.8	2.2	40.5	59.9	75.6	7.2	-	14.9	-
＜ 企 業 規 模 ＞										
5,000人以上	100.0	37.2	9.2	9.5	66.2	37.4	8.1	13.4	16.1	0.2
1,000～4,999人	100.0	32.4	8.8	17.2	64.0	62.5	8.9	9.6	22.4	-
500～999人	100.0	44.1	11.4	18.6	69.6	83.8	17.7	2.2	12.3	-
300～499人	100.0	27.7	12.0	42.4	86.9	59.4	2.1	22.1	4.1	-
100～299人	100.0	35.9	8.9	34.1	64.7	78.4	1.2	3.7	8.5	-
30～99人	100.0	17.6	4.6	25.4	65.1	75.9	1.7	-	4.7	-
平成28年調査計	100.0	33.8	9.4	21.8	68.1	55.2	7.6	7.1	11.8	0.2

注：3年前とは、平成27年6月をいう。なお、組合結成後3年未満の労働組合は、結成当時と比べた状況を回答した。

3 労働組合の組織拡大に関する状況【単位労働組合】

(1) 組織拡大を重点課題として取り組んでいる労働組合の有無

組織拡大を重点課題として取り組んでいる労働組合の有無をみると、「取り組んでいる」29.8%（平成28年調査31.9%）、「取り組んでいない」70.0%（同66.0%）となっている。

産業別に「取り組んでいる」をみると、「医療，福祉」59.0%（同70.0%）、「教育，学習支援業」52.9%（同56.3%）、「複合サービス事業」52.4%（同47.2%）となっている。（第5表）

また、取り組まない理由（複数回答）としては「ほぼ十分な組織化が行われているため」50.7%（同50.8%）が最も高く、次いで「組織が拡大する見込みが少ないため」21.1%（同27.4%）、「他に取り組むべき重要課題があるため」19.0%（同19.2%）などとなっている（第6表）。

第5表 組織拡大を重点課題として取り組んでいる労働組合の有無別割合（単位労働組合）

区 分	平成30年調査			平成28年調査	
	計	重点課題として取り組んでいる	重点課題として取り組んでいない	重点課題として取り組んでいる	重点課題として取り組んでいない
単 位 労 働 組 合 計	100.0	29.8	70.0	31.9	66.0
＜ 産 業 業 ＞					
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	4.9	95.1	8.9	91.1
建設業	100.0	19.4	79.5	21.4	78.4
製造業	100.0	15.1	84.9	15.1	81.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.1	93.9	8.5	89.8
情報通信業	100.0	51.5	48.5	42.1	55.3
運輸業，郵便業	100.0	47.0	53.0	54.5	43.9
卸売業，小売業	100.0	30.0	68.6	34.0	65.8
金融業，保険業	100.0	22.8	77.1	21.7	76.5
不動産業，物品賃貸業	100.0	16.9	83.1	22.7	75.0
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	23.4	75.8	24.3	72.2
宿泊業，飲食サービス業	100.0	34.9	65.1	40.6	53.8
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	24.6	75.4	32.2	64.7
教育，学習支援業	100.0	52.9	47.1	56.3	41.8
医療，福祉	100.0	59.0	41.0	70.0	29.6
複合サービス事業	100.0	52.4	47.6	47.2	51.1
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	30.4	69.6	36.0	61.6

注：1) 取組の有無「不明」を含む。

第6表 組織拡大を重点課題として取り組まない理由別割合（単位労働組合）

区 分	組織拡大を重点課題として取り組んでいない計	取り組まない理由				
		ほぼ十分な組織化が行われているため	組織が拡大する見込みが少ないため	組織化を進める人的、財政的余裕がないため	他に取り組むべき重要課題があるため	その他
単 位 労 働 組 合 計	100.0	50.7	21.1	15.3	19.0	8.1
＜ 産 業 業 ＞						
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	56.4	33.1	6.8	2.6	10.3
建設業	100.0	57.2	14.0	9.3	17.8	11.2
製造業	100.0	42.8	21.8	19.5	22.9	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	75.5	10.9	2.3	10.9	11.3
情報通信業	100.0	56.0	27.6	13.3	19.7	6.0
運輸業，郵便業	100.0	57.5	29.9	16.0	12.7	1.5
卸売業，小売業	100.0	54.8	16.1	7.2	18.1	14.1
金融業，保険業	100.0	77.0	8.0	4.0	10.7	7.9
不動産業，物品賃貸業	100.0	62.6	17.7	12.8	18.9	1.0
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	58.6	20.5	6.4	16.2	11.3
宿泊業，飲食サービス業	100.0	34.0	33.9	13.2	20.4	10.6
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	55.1	18.2	20.3	11.9	3.5
教育，学習支援業	100.0	45.5	29.8	28.2	14.6	1.6
医療，福祉	100.0	32.8	22.7	27.2	33.7	6.1
複合サービス事業	100.0	27.8	34.6	32.1	11.0	3.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	32.8	29.5	20.4	30.6	12.8
平 成 28 年 調 査 計	100.0	50.8	27.4	14.8	19.2	9.9

注：1) 取り組まない理由「不明」を含む。

(2) 組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類

組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類をみると、「新卒・中途採用の正社員」37.0%（平成28年調査47.1%）が最も高くなっており、次いで「在籍する組合未加入の正社員」18.7%（同13.7%）、「パートタイム労働者」13.4%（同17.8%）などとなっている（第7表）。

第7表 組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類別割合（単位労働組合）

区 分	組 織 拡 大 の 取 組 対 象 と し て 特 に 重 視 し て い る 労 働 者 の 種 類	組織拡大の取組対象として特に重視している労働者の種類						
		組 合 未 加 入 の 正 社 員	採 用 の 新 卒 ・ 中 途 正 社 員	パ ー ト タ イ ム 労 働 者	有 期 契 約 者	派 遣 労 働 者	嘱 託 労 働 者	不 明
		100.0	18.7	37.0	13.4	10.8	0.1	13.0
単 位 労 働 組 合 計	100.0	18.7	37.0	13.4	10.8	0.1	13.0	7.1
産 業 計	100.0 *	- *	100.0 *	- *	- *	- *	- *	- *
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	24.6	60.7	-	8.6	-	5.5	0.6
建設業	100.0	18.3	40.4	7.8	12.4	-	16.6	4.6
製造業	100.0	7.3	31.6	2.3	13.8	11.5	19.1	14.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	26.3	36.2	1.0	30.8	-	0.6	5.1
情報通信業	100.0	23.9	38.0	6.1	9.1	-	16.4	6.4
運輸業，郵便業	100.0	1.5	8.2	44.0	11.9	-	23.0	11.4
卸売業，小売業	100.0	20.6	31.2	3.7	15.6	-	21.2	7.8
金融業，保険業	100.0	38.6	35.1	4.7	-	-	7.0	14.6
不動産業，物品賃貸業	100.0	11.1	62.3	3.0	9.0	-	7.9	6.7
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	15.9	13.0	23.2	32.1	-	5.7	10.0
宿泊業，飲食サービス業	100.0	16.7	37.7	10.0	5.0	-	11.7	18.9
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	31.5	58.3	-	3.1	-	3.0	4.1
教育，学習支援業	100.0	20.8	54.0	16.3	5.0	-	2.2	1.7
医療，福祉	100.0	14.9	45.0	13.8	6.9	-	3.0	16.4
複合サービス事業	100.0	37.1	16.4	19.8	2.9	-	10.4	13.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	13.7	47.1	17.8	14.4	0.8	4.5	1.7
平成28年調査計	100.0	13.7	47.1	17.8	14.4	0.8	4.5	1.7

(3) 組織化を進めていく上での取組内容

組織拡大の取組対象としている労働者の種類ごとにその取組内容（複数回答）をみると「組合加入の勧誘活動」は「在籍する組合未加入の正社員」で79.6%（平成28年調査78.3%）、「新卒・中途採用の正社員」で76.1%（同76.1%）と高く、「労働条件及び処遇の改善要求」は「有期契約労働者」で48.1%（同46.2%）、「パートタイム労働者」で47.9%（同49.3%）と高い。また、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」は、「パートタイム労働者」で36.7%（同25.1%）、「有期契約労働者」26.6%（同26.7%）と高い。（第8表）

第8表 組織拡大の取組対象として組織化を進めていく上での取組内容別割合（単位労働組合）

区 分	取 組 対 象 と し て い る 計	組織化を進めていく上での取組内容							そ の 他
		相 談 窓 口 の 設 置、ア ン ケ ー ト 等 で の 実 態 把 握	当 該 就 業 形 態 の 労 働 者 に 関 す る 集 会、勉 強 会 等 の 開 催	組 合 員 の 加 入 資 格 の 付 与	組 合 加 入 の 勧 誘 活 動	労 働 条 件 及 び 処 遇 の 改 善 要 求	ユ ニ オ ン ・ シ ョ ッ プ 協 定 を 新 た に 締 結 す る 又 は 範 囲 を 拡 大 す る	当 該 就 業 形 態 の 労 働 者 の 雇 用（活 用）に つ い て の 労 使 協 議	
		1)							
平 成 30 年 調 査									
在籍する組合未加入の正社員	100.0	23.9	79.6	...	8.7	...	4.9
新卒・中途採用の正社員	100.0	20.4	76.1	...	5.7	...	9.1
パートタイム労働者	100.0	36.7	28.4	20.9	63.3	47.9	17.1	31.1	6.0
有期契約労働者	100.0	26.6	27.7	17.6	69.0	48.1	7.0	32.0	6.7
派遣労働者	100.0	17.9	7.8	36.3	47.1	21.3	9.6	40.6	9.0
嘱託労働者	100.0	24.6	13.4	38.5	54.5	40.7	26.0	31.9	13.9
平 成 28 年 調 査									
在籍する組合未加入の正社員	100.0	22.1	78.3	...	11.2	...	5.5
新卒・中途採用の正社員	100.0	19.4	76.1	...	7.6	...	4.6
パートタイム労働者	100.0	25.1	27.6	25.4	49.2	49.3	29.1	27.0	5.0
有期契約労働者	100.0	26.7	31.9	23.0	62.1	46.2	11.7	32.0	5.2
派遣労働者	100.0	8.1	40.3	13.8	28.2	47.1	19.1	8.7	9.8
嘱託労働者	100.0	19.5	23.4	22.2	43.8	51.2	22.9	32.8	5.4

注：1) 取組内容「不明」を含む。

(4) 組織化を進めていく上での問題点

組織拡大の取組対象としている労働者の種類ごとに組織化を進めていく上での問題点（複数回答）をみると、いずれの種類労働者においても「組織化対象者の組合への関心が薄い」が最も多く、「パートタイム労働者」で63.7%（平成28年調査55.9%）、「在籍する組合未加入の正社員」で63.5%（同61.0%）などとなっている（第9表）。

第9表 組織拡大の取組対象として組織化を進めていく上での問題点別割合（単位労働組合）

区分	取組対象としている計 1)	組織化を進めていく上での問題点（複数回答）							特に問題はない
		組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない	使用者の理解や関心が低い	組織化対象者側に時間的余裕が少なく、組織活動が実施しにくい	組織化対象者の組合への関心が薄い	要求内容が正社員の利害と対立する又は対立する可能性がある	組合費の設定・徴収が困難	その他	
平成30年調査									
在籍する組合未加入の正社員	100.0	30.5	25.0	22.0	63.5	…	7.0	7.6	7.2
新卒・中途採用の正社員	100.0	26.3	18.4	22.0	47.1	…	5.7	4.8	23.9
パートタイム労働者	100.0	32.9	24.9	33.3	63.7	10.8	21.3	11.7	10.0
有期契約労働者	100.0	31.6	17.8	26.8	58.9	14.7	16.1	7.1	14.4
派遣労働者	100.0	38.2	22.3	36.5	47.8	18.7	27.4	13.7	11.0
嘱託労働者	100.0	23.5	10.0	25.1	45.3	11.2	32.0	18.1	12.6
平成28年調査									
在籍する組合未加入の正社員	100.0	28.4	30.4	25.8	61.0	…	5.9	5.1	8.0
新卒・中途採用の正社員	100.0	15.7	11.7	12.4	38.7	…	3.3	3.7	25.6
パートタイム労働者	100.0	31.6	28.9	32.8	55.9	9.5	16.6	4.4	5.0
有期契約労働者	100.0	22.6	25.3	18.2	53.3	11.3	14.2	3.8	7.4
派遣労働者	100.0	8.8	22.1	12.0	32.8	8.4	15.8	2.5	3.2
嘱託労働者	100.0	20.3	25.9	10.9	41.0	8.7	16.0	7.3	11.4

注：1) 組織化を進めていく上での問題点「不明」を含む。

4 正社員以外の労働者に関する状況【本部組合及び単位労働組合】

(1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」35.6%（平成29年調査34.3%）、「有期契約労働者」39.9%（同36.5%）、「派遣労働者」5.2%（同7.2%）、「嘱託労働者」35.6%（同38.0%）となっている。

労働者の種類別の「組合員がいる」についてみると、「パートタイム労働者」28.6%（同26.0%）、「有期契約労働者」31.1%（同30.4%）、「派遣労働者」1.3%（同1.4%）、「嘱託労働者」29.2%（同29.2%）となっている。（第10表）

第10表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（本部組合及び単位労働組合）

(単位：%)

区 分	事業所に 当該労働者が いる 計 1)	組合加入資格の有無			
		組合加入資格 がある 2)	組合員の有無		組合加入資格 がない
			組合員がいる	組合員はいない	
平 成 30 年 調 査					
パ ー ト タ イ ム 労 働 者	100.0	35.6	28.6	6.8	64.2
有 期 契 約 労 働 者	100.0	39.9	31.1	8.2	59.7
派 遣 労 働 者	100.0	5.2	1.3	3.8	94.6
嘱 託 労 働 者	100.0	35.6	29.2	5.9	63.9
平 成 29 年 調 査					
パ ー ト タ イ ム 労 働 者	100.0	34.3	26.0	8.3	65.3
有 期 契 約 労 働 者	100.0	36.5	30.4	5.5	63.1
派 遣 労 働 者	100.0	7.2	1.4	5.7	92.5
嘱 託 労 働 者	100.0	38.0	29.2	8.4	61.7

注：1) 組合加入資格の有無「不明」を含む。

2) 組合員の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去1年間（平成29年7月1日から平成30年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」38.9%（平成29年調査32.8%）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」24.4%（同26.3%）、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」21.0%（同17.9%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」30.2%（同27.1%）が最も高くなっており、うち、「正社員との同一労働同一賃金に関する事項」は15.4%（同12.8%）となっている。（第11表）

第11表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合
（本部組合及び単位労働組合）

区分	計	複数回答（単位：%）平成30年											
		過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について話合いが持たれた	パートタイム労働者の雇入れに関する事項	有期契約労働者の雇入れに関する事項	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度	正社員募集の際の正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）への通知	正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	賃金に関する事項	正社員との同一労働同一賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項	派遣労働者に関する事項
		1)	1)	1)	1)	2)	3)	15.4	14.3	19.6	17.9	14.3	
計	100.0	51.3	18.7	21.0	24.4	13.0	38.9	30.2	15.4	14.3	19.6	17.9	14.3
＜ 産 業 ＞													
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	34.3	13.1	10.2	13.0	7.2	26.9	21.7	11.5	10.0	13.0	12.4	11.7
建設業	100.0	34.9	10.9	15.8	16.0	8.0	26.8	21.8	11.0	7.3	13.3	16.1	13.5
製造業	100.0	49.6	14.6	18.4	25.3	13.5	33.5	24.1	12.2	12.4	13.6	10.7	17.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.6	36.8	43.0	12.4	8.1	27.8	22.8	7.7	7.6	21.6	12.9	22.0
情報通信業	100.0	50.6	12.7	25.3	23.2	9.6	35.1	27.2	12.6	11.2	20.5	15.8	19.2
運輸業，郵便業	100.0	48.4	16.6	17.8	22.3	10.3	40.4	33.6	21.5	19.5	23.4	17.1	13.5
卸売業，小売業	100.0	55.5	26.9	19.4	26.0	17.4	47.3	40.5	21.7	17.3	26.2	25.3	13.6
金融業，保険業	100.0	46.8	11.1	23.7	27.9	7.6	40.9	19.3	8.1	9.4	25.2	26.1	9.4
不動産業，物品賃貸業	100.0	43.0	14.2	14.5	12.8	6.7	24.7	13.7	6.6	8.9	11.2	10.4	16.5
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	49.6	16.0	18.6	16.0	8.6	36.4	28.2	12.4	8.5	14.9	14.4	14.6
宿泊業，飲食サービス業	100.0	69.2	27.9	30.1	40.1	19.7	58.4	52.3	27.4	26.0	38.4	20.8	11.1
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	57.2	15.0	18.2	21.0	7.8	43.2	34.5	21.6	12.5	21.3	23.7	15.2
教育，学習支援業	100.0	58.5	24.0	37.8	24.1	11.0	47.4	33.0	5.0	12.8	15.7	35.3	7.1
医療，福祉	100.0	60.5	30.7	29.2	29.9	16.5	52.3	46.4	19.2	15.1	27.2	30.3	9.4
複合サービス事業	100.0	46.6	21.0	18.4	23.2	18.2	37.4	30.8	15.9	18.5	16.2	18.6	6.9
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	63.0	22.3	23.1	31.7	19.9	48.1	41.1	21.8	18.9	22.1	26.0	15.1
＜ 企 業 規 模 ＞													
5,000人以上	100.0	61.0	24.5	27.4	29.0	16.3	44.5	33.6	18.5	19.2	31.3	27.8	20.6
1,000～4,999人	100.0	55.9	17.5	24.0	28.2	11.7	42.4	34.5	19.4	14.1	18.8	22.6	16.6
500～999人	100.0	56.9	16.3	24.1	27.1	15.2	41.8	31.7	15.9	14.1	20.3	17.3	15.6
300～499人	100.0	42.4	14.9	14.9	24.2	14.3	33.0	24.0	14.9	16.8	15.4	12.8	13.6
100～299人	100.0	44.2	17.2	14.9	17.9	12.3	37.6	28.4	11.3	11.4	15.9	11.2	7.8
30～99人	100.0	37.9	18.6	15.7	17.6	6.3	24.8	22.2	9.5	8.4	8.4	7.5	9.2
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞													
本部組合	100.0	67.8	17.0	33.2	31.5	9.7	57.9	47.7	29.4	16.9	25.9	24.0	18.0
単位労働組合	100.0	50.4	18.8	20.3	24.0	13.2	37.9	29.3	14.7	14.1	19.3	17.6	14.1
支部等の単位別組合	100.0	52.1	20.6	22.8	27.0	14.2	37.0	27.1	15.7	16.4	22.6	20.6	15.9
単位組織組合	100.0	48.4	16.7	17.4	20.5	11.9	39.1	31.9	13.6	11.5	15.4	14.1	12.0
平成29年調査計	100.0	46.3	15.0	17.9	26.3	10.3	32.8	27.1	12.8	14.0	16.8	13.6	8.9

注：過去1年間とは、平成29年7月1日から平成30年6月30日までをいう。

- 1) 雇入れを行うおとする職務等に関する事項を含む。
- 2) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
- 3) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。
- 4) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項をいい、雇入期間の定めのある者に限る。
- 5) 受け入れ時における事前協議を含む。

(3) 正社員以外の労働者に関する労働協約の規定の状況

正社員以外の労働者に関する事項について労働協約の規定の状況をみると、「労働協約の規定がある」は39.1%（平成29年調査27.2%）となっている。労働協約の規定がある事項をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」30.6%（同20.4%）、「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」27.0%（同17.6%）、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」25.2%（同15.7%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」25.9%（同14.9%）が最も高くなっており、うち、「正社員との同一労働同一賃金に関する事項」は12.4%（同7.0%）となっている。（第12表）

第12表 正社員以外の労働者に関する労働協約の規定がある事項別割合（本部組合及び単位労働組合）

複数回答（単位：%）平成30年

区 分	計	正社員以外の労働者に関する事項について労働協約の規定がある	パートタイム労働者の雇入れに関する事項 1)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 1)	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度 2)	正社員募集の際の正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）への通知 2)	正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件 2)	賃金に関する事項 3)	正社員との同一労働同一賃金に関する事項 3)		教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項 4)	派遣労働者に関する事項 5)
									同一賃金に関する事項	賃金に関する事項				
計	100.0	39.1	27.0	25.2	23.4	15.9	30.6	25.9	12.4	18.2	23.4	22.6	13.7	
＜ 産 業 ＞														
飲業、採石業、砂利採取業	100.0	17.0	8.9	14.1	8.1	5.2	11.9	11.9	3.0	5.9	11.9	11.9	8.1	
建設業	100.0	30.3	24.2	23.2	19.7	13.1	23.3	19.1	13.9	14.9	19.9	18.8	16.3	
製造業	100.0	35.8	26.1	23.7	18.1	12.3	23.8	21.1	10.9	16.8	19.1	18.7	15.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	38.4	18.7	16.8	19.9	6.6	30.6	25.3	5.6	9.6	15.8	22.7	10.4	
情報通信業	100.0	29.9	18.7	22.1	22.1	15.8	26.1	22.7	13.8	17.2	21.2	18.8	15.8	
運輸業、郵便業	100.0	48.2	29.2	36.9	34.4	22.5	38.4	32.0	14.7	26.1	25.2	31.2	15.8	
卸売業、小売業	100.0	41.9	32.4	18.0	23.4	18.3	35.0	30.3	14.2	18.0	29.6	21.9	13.1	
金融業、保険業	100.0	38.8	22.3	26.7	29.5	16.3	36.2	30.9	8.1	17.0	30.6	23.3	7.3	
不動産業、物品賃貸業	100.0	26.4	21.6	21.4	20.9	16.3	19.7	17.4	13.9	14.1	16.4	14.9	15.3	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	34.3	24.2	24.6	16.2	10.7	29.7	22.5	9.3	11.3	20.5	19.1	15.3	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	39.1	31.4	27.8	21.8	18.2	29.3	25.5	14.7	17.3	21.0	21.9	15.4	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	39.2	21.1	24.3	27.4	18.2	33.4	29.0	11.4	15.8	20.7	20.2	15.0	
教育、学習支援業	100.0	20.1	15.4	14.6	10.6	8.6	15.5	12.7	3.9	9.4	11.4	10.1	4.0	
医療、福祉	100.0	38.9	27.1	23.5	23.5	13.6	34.8	27.7	10.6	13.1	27.2	24.5	8.9	
複合サービス事業	100.0	50.8	42.0	35.9	35.9	30.0	46.6	38.0	28.2	29.6	37.2	37.9	18.2	
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	46.8	23.6	25.4	24.2	17.1	39.9	25.2	13.6	17.3	25.5	28.3	9.1	
＜ 企 業 規 模 ＞														
5,000人以上	100.0	55.0	37.0	35.6	39.3	26.0	47.7	42.1	15.9	28.7	41.1	35.0	17.5	
1,000～4,999人	100.0	33.5	23.0	21.2	19.5	13.7	27.1	22.9	10.3	14.9	21.2	20.5	10.4	
500～999人	100.0	34.4	24.0	22.4	21.0	11.3	23.7	20.5	8.4	15.4	14.1	16.1	12.0	
300～499人	100.0	30.1	21.0	22.1	14.1	11.9	24.0	18.0	11.6	16.6	15.4	20.1	12.3	
100～299人	100.0	36.6	26.8	22.8	18.7	13.2	26.2	21.7	12.3	14.3	20.2	19.9	14.7	
30～99人	100.0	37.0	24.3	23.5	20.2	14.2	26.6	21.7	15.0	16.4	17.3	17.9	13.8	
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞														
本部組合	100.0	29.5	18.2	17.1	16.2	9.0	23.4	18.7	7.6	11.4	18.0	14.7	7.3	
単位労働組合	100.0	39.6	27.5	25.6	23.8	16.2	31.0	26.3	12.6	18.5	23.7	23.0	14.0	
支部等の単位別組合	100.0	41.0	27.4	25.2	26.0	17.6	32.6	28.3	11.9	19.8	26.0	24.1	13.3	
単位組織組合	100.0	37.9	27.5	26.1	21.2	14.6	29.2	23.9	13.5	17.1	21.0	21.8	14.8	
平成29年調査計	100.0	27.2	17.6	15.7	14.4	9.4	20.4	14.9	7.0	8.5	12.4	12.2	7.4	

- 注：1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
 2) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
 3) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。
 4) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項をいい、雇期間の定めのある者に限る。
 5) 受け入れ時における事前協議を含む。

5 労働組合活動の重点事項【本部組合及び単位労働組合】

労働組合活動において、これまで重点をおいてきた事項（複数回答主なもの5つまで）をみると、「賃金・賞与・一時金」90.6%（平成28年調査91.5%）が最も高く、次いで「労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇」79.4%（同78.3%）、「職場の安全衛生（メンタルヘルスを含む）」39.3%（同37.3%）などとなっている。

今後重点をおく事項（複数回答主なもの5つまで）についても、「賃金・賞与・一時金」76.2%（同80.3%）が最も高く、次いで「労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇」67.3%（同68.3%）、「職場の安全衛生（メンタルヘルスを含む）」38.9%（同40.5%）などとなっている。（第13表）

第13表 組合活動におけるこれまで重点をおいてきた事項及び今後重点をおく事項別割合
（本部組合及び単位労働組合）

事 項	複数回答主なもの5つまで（単位：％）			
	これまで重点をおいてきた事項		今後重点をおく事項	
	平成30年調査	平成28年調査	平成30年調査	平成28年調査
計	100.0	100.0	100.0	100.0
労働条件				
賃金・賞与・一時金	90.6	91.5	76.2	80.3
退職給付（一時金・年金）	18.4	16.6	20.2	18.3
労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇	79.4	78.3	67.3	68.3
組合員の雇用の維持	36.4	43.2	30.9	41.3
配置転換・職種転換・出向	7.1	7.4	7.4	7.9
昇進・昇格	9.5	9.8	9.7	9.3
定年制、継続雇用制度（勤務延長・再雇用）	23.7	19.7	29.7	23.4
教育訓練	7.1	9.5	9.7	10.7
職場の安全衛生（メンタルヘルスを含む）	39.3	37.3	38.9	40.5
セクハラ対策、パワハラ対策	13.8	13.5	19.3	14.4
男女の均等取扱い	3.6	4.0	6.6	7.3
育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度	24.0	22.1	19.4	21.1
企業内福利厚生	22.0	23.0	19.5	22.6
正社員以外の労働者の労働条件	13.1	15.2	13.3	18.9
経営参加				
企業の適正行動に関する監視、経営者へのチェック 1)	11.4	14.3	13.7	15.7
経営方針、事業計画、企業再編、その他の経営参加	8.9	11.3	9.2	12.8
組合員サービス				
組合が提供する福利厚生（共済など）	20.4	19.9	16.3	16.2
組合員教育学習活動・文化活動 2)	8.3	11.9	7.6	11.7
政治・経済・社会活動				
国・地方公共団体等への政策制度要求	4.0	5.4	4.8	6.1
社会活動、地域活動 3)	5.8	5.0	5.4	4.9
その他	1.8	2.2	1.2	2.3
不明	1.5	0.7	4.8	2.0

注：1) 企業内部における法令遵守（不正防止・倫理徹底など）等、また、経営者へのチェック・監査等をいう。

2) 組合教育、社会経済等に関する一般教育、一般教養教育、レクリエーション活動等をいう。

3) 環境問題への取組やボランティア活動等の社会や地域に貢献する活動をいう。

6 メンタルヘルスに関する取組状況【単位労働組合】

メンタルヘルスに関する取組状況をみると、これまで取組を「行ってきた」とする労働組合は64.4%（平成28年調査62.0%）となっており、取組事項（複数回答）別にみると「安全衛生委員会（衛生委員会も含む）の調査審議への参加」62.0%（同62.9%）が最も高く、次いで「組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握」54.1%（同48.3%）となった（第14表）。

また、今後取組を「行う」とする労働組合についても「安全衛生委員会（衛生委員会も含む）の調査審議への参加」55.7%（同53.5%）が最も高く、次いで「組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握」49.8%（同47.3%）となった（第15表）。

第14表 メンタルヘルスに関するこれまでの取組の有無及び取組事項別割合（単位労働組合）

		（単位：％）平成30年										
区分	計	これまでの取組事項（複数回答）										行ってこなかった
		行ってきた計	組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握	メンタルヘルス専門の相談窓口の設置	組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動	メンタルヘルスに関する研修会、セミナー等の開催	メンタルヘルスの休業復職支援	安全衛生委員会（衛生委員会も含む）の調査審議への参加	労使協議機関、職場懇談会等での協議	団体交渉	その他	
	1)	2)										
単位労働組合計	100.0	64.4 (100.0)	(54.1)	(34.0)	(39.2)	(27.2)	(23.9)	(62.0)	(48.7)	(19.6)	(1.9)	34.9
＜産業＞												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	38.6 (100.0)	(41.6)	(31.1)	(31.1)	(28.9)	(16.3)	(71.1)	(47.9)	(-)	(-)	58.1
建設業	100.0	70.6 (100.0)	(63.3)	(35.5)	(44.3)	(28.6)	(32.6)	(63.6)	(58.4)	(16.5)	(2.1)	27.2
製造業	100.0	67.3 (100.0)	(50.9)	(32.9)	(35.7)	(28.4)	(26.5)	(65.1)	(45.6)	(8.9)	(2.5)	32.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.6 (100.0)	(45.4)	(48.1)	(54.9)	(60.6)	(42.8)	(79.9)	(81.0)	(14.8)	(0.8)	10.0
情報通信業	100.0	71.7 (100.0)	(38.2)	(29.5)	(52.9)	(35.1)	(14.8)	(78.6)	(55.0)	(35.3)	(2.1)	27.4
運輸業、郵便業	100.0	55.8 (100.0)	(58.0)	(34.8)	(35.5)	(20.8)	(26.4)	(50.6)	(43.9)	(36.5)	(3.0)	44.2
卸売業、小売業	100.0	63.8 (100.0)	(56.8)	(44.0)	(37.9)	(25.8)	(16.3)	(61.2)	(54.9)	(19.2)	(0.9)	35.2
金融業、保険業	100.0	79.4 (100.0)	(63.2)	(22.7)	(53.1)	(23.2)	(10.5)	(52.8)	(50.5)	(19.2)	(0.7)	19.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	55.1 (100.0)	(62.3)	(34.7)	(25.7)	(19.1)	(20.4)	(60.8)	(47.3)	(27.9)	(1.4)	44.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	60.9 (100.0)	(41.4)	(25.9)	(40.7)	(33.2)	(27.4)	(79.8)	(58.1)	(12.3)	(0.6)	38.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	50.7 (100.0)	(61.3)	(34.8)	(29.5)	(23.1)	(14.6)	(64.4)	(58.0)	(30.9)	(1.5)	48.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	54.1 (100.0)	(68.3)	(39.4)	(34.1)	(23.6)	(22.5)	(44.9)	(65.2)	(45.5)	(-)	45.9
教育、学習支援業	100.0	41.4 (100.0)	(52.6)	(8.7)	(28.3)	(10.3)	(13.0)	(63.9)	(19.7)	(26.5)	(1.4)	55.4
医療、福祉	100.0	61.6 (100.0)	(53.0)	(30.4)	(40.8)	(21.2)	(25.7)	(61.5)	(30.8)	(34.6)	(1.3)	35.4
複合サービス事業	100.0	59.0 (100.0)	(63.8)	(29.2)	(34.9)	(26.0)	(29.3)	(51.2)	(49.0)	(21.9)	(1.9)	41.0
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	51.6 (100.0)	(37.8)	(38.1)	(40.0)	(24.0)	(22.9)	(71.8)	(44.0)	(22.5)	(1.8)	48.4
＜企業規模＞												
5,000人以上	100.0	83.8 (100.0)	(53.6)	(39.4)	(49.0)	(37.9)	(26.3)	(69.7)	(63.2)	(25.9)	(0.6)	15.8
1,000～4,999人	100.0	77.3 (100.0)	(44.1)	(34.1)	(42.0)	(27.1)	(23.1)	(67.7)	(50.0)	(13.1)	(2.3)	22.0
500～999人	100.0	60.5 (100.0)	(66.4)	(40.2)	(43.9)	(30.1)	(27.9)	(55.3)	(43.0)	(14.5)	(4.6)	39.3
300～499人	100.0	67.7 (100.0)	(55.0)	(40.6)	(41.4)	(27.5)	(21.1)	(53.9)	(34.8)	(23.5)	(0.2)	32.0
100～299人	100.0	49.0 (100.0)	(62.9)	(20.2)	(21.9)	(14.5)	(17.5)	(52.2)	(41.4)	(14.6)	(3.0)	49.6
30～99人	100.0	35.8 (100.0)	(46.2)	(24.5)	(19.8)	(8.0)	(30.2)	(56.6)	(31.2)	(33.8)	(1.1)	63.8
平成28年調査計	100.0	62.0 (100.0)	(48.3)	(34.5)	(44.9)	(32.3)	(26.7)	(62.9)	(61.9)	(18.7)	(1.4)	36.5

注：（ ）内は、メンタルヘルスに関する取組をこれまで行ってきた労働組合に対する割合である。

- 1) これまでの取組の有無「不明」を含む。
- 2) これまでの取組事項「不明」を含む。

第15表 メンタルヘルスに関する今後の取組の有無及び取組事項別割合（単位労働組合）

		（単位：％）平成30年											
区分	計	今後の取組事項（複数回答）										今後については未定	
		行う	組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握	メンタルヘルス専門の相談窓口の設置	組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動	メンタルヘルスに関する研修会、セミナー等の開催	メンタルヘルスの休業復職支援	安全衛生委員会（衛生委員会も含む）の調査審議への参加	労使協議機関、職場懇談会等での協議	団体交渉	その他		
	1)	2)											
単位労働組合計	100.0	52.6 (100.0)	(49.8)	(24.4)	(39.4)	(31.2)	(28.0)	(55.7)	(49.3)	(16.7)	(1.5)	7.2	30.3
＜産業＞													
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.8 (100.0)	(62.2)	(22.0)	(-)	(28.3)	(22.0)	(56.7)	(22.0)	(-)	(-)	16.3	44.9
建設業	100.0	63.1 (100.0)	(58.1)	(36.4)	(43.7)	(30.2)	(32.2)	(62.3)	(59.8)	(16.1)	(2.4)	5.6	23.0
製造業	100.0	50.7 (100.0)	(46.7)	(21.5)	(40.4)	(32.6)	(27.8)	(53.9)	(48.7)	(11.0)	(2.4)	7.7	32.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.8 (100.0)	(41.3)	(46.0)	(56.7)	(60.5)	(46.1)	(81.8)	(84.5)	(13.6)	(-)	1.8	9.7
情報通信業	100.0	66.5 (100.0)	(34.6)	(21.1)	(55.1)	(34.9)	(15.7)	(75.3)	(53.3)	(30.8)	(0.9)	9.7	18.6
運輸業、郵便業	100.0	43.4 (100.0)	(48.2)	(14.4)	(28.2)	(20.5)	(36.9)	(48.5)	(36.7)	(17.0)	(0.2)	10.6	31.6
卸売業、小売業	100.0	56.0 (100.0)	(51.0)	(32.9)	(39.6)	(42.4)	(28.2)	(54.0)	(56.9)	(18.2)	(-)	3.1	32.0
金融業、保険業	100.0	71.0 (100.0)	(61.4)	(17.4)	(45.0)	(17.0)	(9.5)	(48.9)	(46.8)	(16.5)	(0.8)	3.2	19.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	48.7 (100.0)	(51.4)	(34.3)	(21.0)	(23.7)	(32.6)	(67.2)	(39.0)	(24.1)	(-)	17.3	27.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	54.1 (100.0)	(45.0)	(27.5)	(38.5)	(29.8)	(27.0)	(69.5)	(56.5)	(9.8)	(2.1)	6.4	31.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	48.5 (100.0)	(61.4)	(31.3)	(27.7)	(34.2)	(21.0)	(53.7)	(51.8)	(23.6)	(1.6)	4.6	39.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	44.0 (100.0)	(60.3)	(36.3)	(28.7)	(23.3)	(15.1)	(45.5)	(60.0)	(51.8)	(-)	8.3	37.0
教育、学習支援業	100.0	33.9 (100.0)	(55.3)	(8.5)	(28.5)	(19.2)	(34.9)	(66.9)	(17.5)	(28.3)	(1.7)	12.9	44.9
医療、福祉	100.0	51.3 (100.0)	(51.7)	(23.6)	(38.2)	(19.0)	(26.2)	(56.7)	(33.3)	(28.4)	(5.6)	5.5	32.1
複合サービス事業	100.0	48.9 (100.0)	(62.1)	(27.4)	(36.0)	(34.8)	(29.5)	(48.4)	(51.2)	(17.9)	(1.1)	9.1	32.1
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	41.1 (100.0)	(38.5)	(31.6)	(29.2)	(22.2)	(24.9)	(59.5)	(44.1)	(20.7)	(-)	16.9	32.1
＜企業規模＞													
5,000人以上	100.0	71.7 (100.0)	(47.4)	(27.8)	(47.1)	(36.7)	(36.0)	(66.2)	(59.0)	(18.8)	(0.8)	2.3	14.5
1,000～4,999人	100.0	60.8 (100.0)	(40.1)	(28.3)	(45.1)	(32.9)	(23.6)	(61.6)	(45.1)	(12.3)	(1.3)	4.2	25.1
500～999人	100.0	51.7 (100.0)	(61.3)	(23.2)	(42.4)	(39.5)	(26.2)	(47.2)	(44.5)	(13.5)	(5.6)	5.4	31.2
300～499人	100.0	46.8 (100.0)	(67.5)	(28.4)	(47.0)	(21.4)	(36.2)	(33.1)	(42.7)	(25.8)	(-)	8.1	30.9
100～299人	100.0	40.0 (100.0)	(52.3)	(18.7)	(21.9)	(23.0)	(21.5)	(48.3)	(50.5)	(11.8)	(1.2)	14.9	37.0
30～99人	100.0	31.8 (100.0)	(44.2)	(7.0)	(16.5)	(19.4)	(17.1)	(51.6)	(35.5)	(30.1)	(-)	8.0	56.3
平成28年調査計	100.0	52.0 (100.0)	(47.3)	(26.6)	(41.2)	(34.2)	(28.4)	(53.5)	(57.9)	(20.4)	(3.1)	8.0	26.4

注：（ ）内は、メンタルヘルスに関する取組を今後行う労働組合に対する割合である。

- 1) 今後の取組の有無「不明」を含む。
- 2) 今後の取組事項「不明」を含む。

7 個別労働問題への取組状況【本部組合及び単位労働組合】

労働者の個別の労働問題に「取り組んでいる」労働組合は93.0%（平成28年調査93.0%）となっており、取組の方法（複数回答）をみると「労使協議制度を通じて関与」61.4%（同60.5%）が最も多く、次いで、「各職場毎に職場委員等を設置」57.2%（同54.6%）、「団体交渉を通じて関与」38.0%（同36.5%）となっている（第16表）。

第16表 労働者の個別の労働問題に関する取組の有無及び取組の方法別割合（本部組合及び単位労働組合）

（単位：％）平成30年

区分	計	取組の方法（複数回答）										取り組んでいない	不明
		取り組んでいる	各職場毎に 職場委員等 を設置	組合に個別 紛争に対す る窓口等を 設置	上部組織 （本部組合 等）に個別 紛争に対す る窓口等を 設置	労使協議 制度を通じ て関与	団体交渉 を通じて関 与	苦情処理 制度を通じ て関与	外部機関 ¹⁾ や外部専門 家を紹介	その他			
計	100.0	93.0	(100.0)	(57.2)	(16.2)	(17.0)	(61.4)	(38.0)	(27.1)	(11.0)	(5.3)	6.2	0.9
＜ 産 業 ＞													
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	80.2	(100.0)	(51.3)	(23.6)	(16.6)	(68.8)	(23.8)	(33.3)	(13.4)	(3.7)	16.9	3.0
建設業	100.0	93.8	(100.0)	(51.6)	(13.6)	(14.1)	(58.9)	(31.1)	(23.3)	(13.0)	(4.0)	4.9	1.2
製造業	100.0	94.7	(100.0)	(69.1)	(10.9)	(15.0)	(71.0)	(32.5)	(27.3)	(8.3)	(3.9)	5.0	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.3	(100.0)	(67.4)	(31.6)	(47.4)	(53.1)	(15.3)	(67.4)	(37.5)	(3.0)	1.5	1.2
情報通信業	100.0	96.0	(100.0)	(63.8)	(21.8)	(21.5)	(57.0)	(41.3)	(28.5)	(18.1)	(4.9)	3.2	0.8
運輸業，郵便業	100.0	93.3	(100.0)	(40.2)	(18.2)	(16.2)	(59.5)	(57.1)	(33.2)	(7.1)	(4.2)	6.7	-
卸売業，小売業	100.0	95.8	(100.0)	(59.0)	(21.3)	(14.1)	(64.6)	(30.4)	(24.2)	(14.4)	(6.8)	4.2	-
金融業，保険業	100.0	88.4	(100.0)	(59.8)	(12.4)	(20.1)	(39.6)	(16.9)	(9.4)	(7.6)	(11.2)	7.9	3.6
不動産業，物品賃貸業	100.0	94.3	(100.0)	(35.0)	(9.9)	(10.1)	(48.7)	(45.8)	(8.5)	(10.3)	(15.4)	4.5	1.1
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	90.1	(100.0)	(60.4)	(19.4)	(19.5)	(64.6)	(25.7)	(30.0)	(10.5)	(5.2)	8.5	1.4
宿泊業，飲食サービス業	100.0	90.7	(100.0)	(38.3)	(28.8)	(21.2)	(72.4)	(45.7)	(26.0)	(11.3)	(4.8)	8.2	1.1
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	92.3	(100.0)	(47.6)	(13.6)	(13.6)	(52.0)	(41.0)	(14.7)	(6.0)	(7.5)	6.6	1.1
教育，学習支援業	100.0	86.2	(100.0)	(28.7)	(17.8)	(13.0)	(26.5)	(71.1)	(9.1)	(18.5)	(11.6)	10.0	3.8
医療，福祉	100.0	85.3	(100.0)	(43.9)	(18.1)	(16.8)	(53.7)	(53.0)	(20.8)	(14.8)	(4.6)	11.2	3.5
複合サービス事業	100.0	85.6	(100.0)	(51.5)	(22.4)	(24.0)	(50.9)	(51.9)	(37.0)	(6.4)	(4.4)	13.5	0.9
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	92.4	(100.0)	(46.9)	(15.6)	(12.0)	(50.7)	(42.0)	(19.5)	(12.0)	(7.8)	6.7	0.9
＜ 企 業 規 模 ＞													
5,000人以上	100.0	98.0	(100.0)	(61.6)	(32.5)	(32.0)	(53.9)	(30.5)	(44.7)	(21.3)	(4.6)	0.9	1.0
1,000～4,999人	100.0	95.8	(100.0)	(67.4)	(20.4)	(21.8)	(61.8)	(27.6)	(28.2)	(15.0)	(3.8)	3.2	1.0
500～999人	100.0	95.1	(100.0)	(56.9)	(10.5)	(9.4)	(66.0)	(34.9)	(25.6)	(9.1)	(8.2)	4.0	1.0
300～499人	100.0	94.9	(100.0)	(57.8)	(12.9)	(10.0)	(69.3)	(43.8)	(21.6)	(5.6)	(3.7)	4.5	0.6
100～299人	100.0	90.9	(100.0)	(52.5)	(4.6)	(7.8)	(68.1)	(47.8)	(16.4)	(3.8)	(5.6)	8.5	0.5
30～99人	100.0	77.0	(100.0)	(31.8)	(4.7)	(7.6)	(47.2)	(57.4)	(13.7)	(1.2)	(7.3)	22.0	1.1
平成28年調査計	100.0	93.0	(100.0)	(54.6)	(21.7)	(19.4)	(60.5)	(36.5)	(28.6)	(12.9)	(4.6)	5.3	1.7

注：（ ）内は、労働者の個別の労働問題に関して取り組んでいる労働組合に対する割合である。

1) 都道府県労働局や都道府県の機関、裁判所（労働審判制度の利用など）を含む。

8 賃金・退職給付制度の改定に関する状況【単位組織組合及び本部組合】

(1) 正社員について

正社員の賃金・退職給付制度について、過去1年間に組合員が所属する事業所において改定又は導入が「実施された」事項をみると、「賃金制度の改定」56.9%、「退職給付算定方法の見直し」24.6%などとなっている。

各事項ごとに改定又は導入が「実施された」と回答した労働組合について、改定又は導入にあたって「労働組合が関与」した割合をみると、「賃金制度の改定」91.8%、「退職給付算定方法の見直し」77.4%となっている。また、労働組合の関与の仕方をみると、すべての事項において「労使協議機関で協議した」が多くなっている。(第17表)

(2) 正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）について

正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）について、過去1年間に組合員が所属する事業所において「賃金制度の改定」が「実施された」は34.2%、「退職給付制度の導入」が「実施された」は19.0%となっている。

各事項ごとに改定又は導入において「労働組合が関与」した割合をみると、「賃金制度の改定」54.5%、「退職給付制度の導入」24.2%となっている。また、労働組合の関与の仕方をみると、すべての事項において「労使協議機関で協議した」が多くなっている。(第17表)

第17表 事業所における賃金・退職給付制度の改定の有無及び労働組合の関与の有無・関与の仕方別割合
(単位組織組合及び本部組合)

区分	計	労働組合の関与の有無							実施されなかった	不明
		実施された	関与の仕方(複数回答)				労働組合の関与なし			
			労働組合の関与あり	労使協議機関で協議した	団体交渉を行った	その他				
(単位：%) 平成30年										
〈正社員について〉										
賃金制度の改定	100.0	56.9 (100.0)	(91.8) <100.0>	<64.6>	<46.8>	< 0.7>	(8.2)	36.0	7.1	
退職給付算定方法の見直し	100.0	24.6 (100.0)	(77.4) <100.0>	<73.0>	<31.5>	< 5.1>	(22.6)	64.4	11.0	
退職一時金の年金化 ¹⁾	100.0	14.6 (100.0)	(47.7) <100.0>	<85.5>	<11.9>	< 5.6>	(52.3)	71.9	13.5	
確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行	100.0	23.5 (100.0)	(60.2) <100.0>	<87.8>	<10.7>	< 4.8>	(39.8)	64.2	12.3	
退職給付を縮小、廃止し賃金に振り分ける退職給付前払い制度の導入	100.0	10.9 (100.0)	(29.9) <100.0>	<78.7>	<23.3>	< 5.1>	(70.1)	74.8	14.3	
その他の退職給付制度	100.0	16.2 (100.0)	(54.4) <100.0>	<74.0>	<34.6>	< 1.7>	(45.6)	70.3	13.5	
〈正社員以外の労働者について〉 ³⁾										
賃金制度の改定	100.0	34.2 (100.0)	(54.5) <100.0>	<65.1>	<41.7>	< 1.3>	(45.5)	54.9	11.0	
退職給付制度の導入	100.0	19.0 (100.0)	(24.2) <100.0>	<71.2>	<29.5>	< 3.8>	(75.8)	68.9	12.1	

注：()内は、組合員が所属する企業において、過去1年間に改定が実施された労働組合に対する割合である。

< >内は、改定に当たって関与した労働組合に対する割合である。

1) 退職一時金の全部又は一部を年金給付(企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等)に移したものをいう。

2) 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済の導入、移行をいう。

3) 派遣労働者を除く。

9 労働組合費に関する状況【本部組合及び単位労働組合】

1人平均月間組合費は、3,707円（平成28年調査3,574円）となっており、1人平均月間組合費を企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど組合費はおおむね高くなっている。

また、1人平均月間組合費階級別にみると、「4,000円以上5,000円未満」が最も高く17.6%（同18.5%）となっている。（第18表）

第18表 1人平均月間組合費階級別割合及び1人平均月間組合費（本部組合及び単位労働組合）

（単位：％）平成30年

区 分	計	1人平均月間組合費階級											1人平均月間組合費 （円）
		1,000円未満	1,000円以上 2,000円未満	2,000円以上 3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上	不明	
計	100.0	5.5	12.1	14.9	17.3	17.6	16.0	5.6	2.6	1.6	0.7	6.1	3,707
< 企業規模 >													
5,000人以上	100.0	2.6	11.0	12.5	12.9	16.8	14.3	8.9	7.2	3.1	0.1	10.8	4,165
1,000～4,999人	100.0	1.9	7.6	10.9	18.6	21.0	25.1	3.9	2.8	0.9	-	7.4	4,100
500～999人	100.0	6.1	9.8	16.7	19.3	10.0	25.7	6.1	0.4	3.4	0.3	2.3	3,836
300～499人	100.0	6.1	7.5	7.2	22.2	26.5	20.2	0.9	2.6	0.4	3.4	3.0	3,940
100～299人	100.0	7.2	15.7	22.6	15.5	19.5	7.3	6.8	0.3	0.2	1.4	3.5	3,258
30～99人	100.0	14.3	22.6	16.0	21.0	9.8	3.8	3.7	-	1.9	0.1	6.9	2,605
< 労働組合の種類 >													
本部組合	100.0	1.8	5.7	9.6	16.3	19.5	26.1	10.0	4.1	0.5	0.1	6.3	4,384
単位労働組合	100.0	5.7	12.4	15.1	17.4	17.5	15.5	5.4	2.5	1.7	0.7	6.1	3,672
支部等の単位扱組合	100.0	1.6	7.6	10.4	16.5	22.2	19.8	6.9	3.9	2.5	1.2	7.4	4,296
単位組織組合	100.0	10.6	18.1	20.7	18.4	11.9	10.5	3.7	0.8	0.7	0.2	4.6	2,959
平成28年調査計	100.0	5.6	13.6	17.7	16.2	18.5	13.0	5.6	3.2	1.0	0.8	4.8	3,574

注：「1人平均月間組合費」は、組合員1人当たりの平均月間組合費の記入があった労働組合について集計しており、1労働組合ごとに回答した1人当たりの平均月間組合費の単純平均である。